

| 認証評価制度について

● 認証評価制度についてよくある質問

Q. 認証評価制度について教えてください。

A. 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校が、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、定期的（大学等は7年以内ごと、専門職大学院は5年以内ごと）に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）の実施する評価（認証評価）を受ける制度です。（学校教育法第109条、第123条及び学校教育法施行令第40条）

Q. 認証評価の種類を教えてください。

A. 大学等の教育研究等の総合的な状況についての評価と専門職大学院の設置目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価の2種類の評価があります。（学校教育法第109条第2項及び109条第3項）

Q. 法人は大学と短期大学と両方併設しています。法人として一緒に評価を受けたいのですが、別々に申請しなくてはならないのでしょうか。

A. 学校教育法の中では、大学・短期大学・高等専門学校がそれぞれ区分され、別々に申請をする必要があるとされています。

なお、大学機関別認証評価と短期大学機関別認証評価を同一年度に申請した場合には、実地調査を同一日程にするなどの調整が可能です。